

七 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）

改正案	現行
第十条（略） ②⑤（略） ⑥ 第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。 一 三（略） 三の二 有価証券（第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号の二及び第七号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（利用者の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。） 四 六（略） 六の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い	第十条（略） ②⑤（略） ⑥ 第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。 一 三（略） （新設） 六の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券（前号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第七号において同じ。）として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引

六の三十一 (略)

十二 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第十二項に規定する金融先物取引等の受託等

十三・十四 (略)

十五 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)であつて、第三号の二に掲げる事業に該当するもの以外のもの

十六・十七 (略)

⑦⑧ (略)

⑩ 第六項第三号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十三項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第十六条第一号に規定する短期社債

二 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二に規定する短期商工債券

三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券

四 保険業法(平成七年法律第百五号)第六十一条の二第一項に規

受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

六の三十一 (略)

十二 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第十項に規定する金融先物取引等の受託等

十三・十四 (略)

十五 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)

十六・十七 (略)

⑦⑧ (略)

(新設)

定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債（第十四項において「旧特定短期社債」という。）を含む。）

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券

⑪ 第六項第三号の二、第十五号及び第十六号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」又は「有価証券先渡取引」とは、それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第二十一項から第二十四項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。

⑫・⑬ （略）

⑭ 第六項第六号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又は「特定短期社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債（旧特定短

（新設）

⑩・⑪ （略）

⑫ 第六項第六号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又は「特定短期社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又

期社債を含む。)をいう。

(削る)

⑮・⑯
(削る)
(略)

は特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第六項に規定する特定短期社債(次項第五号において「旧特定短期社債」という。)を含む。)

⑬ 第六項第六号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十一項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第十六条第一号に規定する短期社債

二 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二に規定する短期商工債券

三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券

四 保険業法(平成七年法律第百五号)第六十一条の二第一項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律第二条第八項に規定する特定短期社債(旧特定短期社債を含む。)

六 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券

⑭・⑮
(略)

⑯ 第六項第十五号及び第十六号の「有価証券店頭デリバティブ取引

⑰～⑳ (略)

第十一条の十八 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一・二 (略)

二の二 証券取引法第十二条に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業（同条第十一項に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。）のほか、証券仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

三・五 (略)

② 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 証券子会社等 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社

ロ (略)

ハ その他の会社であつて、当該農業協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省

「とは、証券取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。」

⑰～⑳ (略)

第十一条の十八 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一・二 (略)

(新設)

三・五 (略)

② 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 証券子会社等 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社

ロ (略)

ハ その他の会社であつて、当該農業協同組合連合会の子会社である証券専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

令で定めるもの

三 従属業務 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の行う事業又は前項第一号に掲げる会社、証券専門会社若しくは証券仲介専門会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの

四 (略)

③～⑩ (略)

第十二条 (略)

② 農業協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。

一・二 (略)

三 組合が主たる構成員又は出資者となつてゐる法人(前二号に掲げる者、農業協同組合中央会並びに第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会にあつては当該農業協同組合連合会の子会社である第十一条の十八第一項第一号に掲げる銀行、証券専門会社及び証券仲介専門会社を除く。)

三 従属業務 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の行う事業又は前項第一号に掲げる会社若しくは証券専門会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの

四 (略)

③～⑩ (略)

第十二条 (略)

② 農業協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。

一・二 (略)

三 組合が主たる構成員又は出資者となつてゐる法人(前二号に掲げる者、農業協同組合中央会並びに第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会にあつては当該農業協同組合連合会の子会社である第十一条の十八第一項第一号に掲げる銀行及び証券専門会社を除く。)